

平成 30 年 3 月 12 日

理事長特別補佐における寄附金等の受取状況

PMDA の特定の分野（開発動向等を踏まえた先進的医薬品、医療機器、再生医療等製品の分野）の業務に係る方針について、理事長への助言を求めするために依頼した理事長特別補佐については、「理事長特別補佐の委嘱に関する達」3 の規定において、特別補佐を委嘱したとき（再任含む）は寄附金・契約金等の受取状況を運営評議会に報告することとなっている。

理事長特別補佐の任期は 1 年（再任可）としており、今年度第一回運営評議会（H29. 6. 26 開催）において、平成 29 年度に委嘱した 5 名（3 名再任）の寄附金・契約金等の受取状況について、該当無しとしてご報告したところですが、うち 1 名の委員より、昨年 11 月の年度途中で契約金の受取りに係る報告があったことから、別紙のとおりご報告いたします。

1. 平成 29 年度 理事長特別補佐の委嘱者
 - ・ 楠原 洋之 氏（国立大学法人東京大学大学院 薬学系研究科 教授）
 - ・ 藤原 康弘 氏（国立研究開発法人国立がん研究センター 企画戦略局 局長）
 - ・ 北條 泰輔 氏（国立国際医療研究センター 副臨床研究センター長）
 - ・ 梅澤 明弘 氏（国立研究開発法人国立成育医療研究センター研究所 副所長）
 - ・ 佐久間 一郎 氏（国立大学法人東京大学大学院 工学系研究科 教授）

2. 今回寄附金・契約金等の受取りがあったと報告があった者
 - ・ 佐久間 一郎 氏（国立大学法人東京大学大学院 工学系研究科 教授）

3. 受取状況（寄附金・契約金等の受取金額が 500 万円以上）
受取相手：東芝メディカルシステムズ株式会社
受取年度：平成 29 年度

(参考条文) 理事長特別補佐の委嘱に関する達 (抄)

1. 特別補佐を委嘱できない者

独立行政法人医薬品医療機器総合機構(以下「機構」という。)は、薬事関係企業(以下「企業」という。)の役員、職員又は定期的に報酬を得ている顧問等の職に就いている者については、特別補佐の委嘱を行わない。

特別補佐は、その任期中にこれらの職に就いた場合には、その時点で辞任しなければならないものとする。

2. 企業からの寄付金・契約金等の受取状況の確認

特別補佐は、過去3か年度(注1)の間の本人又は家族(注2)の企業からの寄付金・契約金等(注3及び注4)の受取状況について、その実績を別紙の様式に従って機構に提出するものとする。

機構は、当該提出を受けたときは、これを速やかに公開する。

注3. 「寄附金・契約金等」には、コンサルタント料・指導料、特許権・特許権使用料・商標権による報酬、講演・原稿執筆その他これに類する行為による報酬、特別補佐が実質的な受取人として用途を決定する寄附金・研究契約金(実際に割り当てられた額とする。なお、教育研究の奨励を目的として大学等に寄附されるいわゆる奨学寄附金も含む。)等を含むほか、贈与された金銭、物品又は不動産の相当額、提供された役務、供応接待、遊技、ゴルフ又は旅行の相当額、大学の寄附講座設置に係る寄附金が含まれること。また、特別補佐と特定企業があらかじめ寄附の約束をした上で、所属機関を介さない特段の理由もなく、非営利団体を介することとした場合には、当該寄附金は申告の対象である寄附金・契約金等に含まれること。

なお、当該年度においては、保有している当該企業の株式の株式価値(申告時点)も金額の計算に含めるものとする。

注4. 実質的に、特別補佐個人宛の寄附金等とみなせる範囲を申告対象とし、本人名義であっても学部長又は施設長等の立場で、学部や施設などの組織に対する寄附金等を受け取っていることが明確なものは除く。なお、学会長の立場で、当該学会に対する寄附金等を受け取った場合の取扱いは、「学部長あるいは施設長等」と同様に取り扱われること。

(本人名義であっても学会長の立場で、当該学会に対する寄附金等を受け取っていることが明確な場合は、自己申告の対象外とする)。

3. 運営評議会への報告

機構は、特別補佐を委嘱したとき(再任の場合を含む。)は、その旨及び当該者に係る上記2. の寄付金・契約金等の受取状況について、運営評議会に報告する。